

はじめに

本校では、「いじめの防止」などを推進するため、今まで学校が取組んできていることや今後大切にしていける取り組みについてまとめるとともに、重大な事案などに対処するために、「いじめ防止基本方針」を策定する。

いじめの定義【いじめ防止対策推進法第2条】

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

1 いじめの未然防止のための取り組み

子ども一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教職員一人一人が分かりやすい授業を心がけ、基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感や成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

そのために、「学習に意欲を持てる学校」「集団の中で個性や能力を発揮できる学校」「一人ひとりが大切にされる学校」「保護者・地域に信頼される学校」をめざして、『学び合い つながり合う 笑顔いっぱいの子』の育成に努める。

進んで学習する子ども

- 基礎的・基本的な知識・技能が定着している。
- 学習を楽しみを感じ、授業に向かう。
- 粘り強く学習し、学習の進歩に手応えを感じ、自信を持てる。
- 学校では学び合い学習、家庭ではひとり学習ができる。
- いろいろなことに興味関心を持ち、進んで調べたり、確かめたりする。
- 家庭での学習が基本的習慣として身についている。

生命を大切にし、 仲間と力を合わせる子ども

- 自分の命は自分で守る意識を持って行動できる。
- 集団のきまりを身に付け、自分で判断し、よりよい生活を目指す。
- 人を大切にし、人とつながり、仲間づくりができる。
- 他の人との関わりを大切にしようとする。
- いわれのない差別に対して、きちんと対していくことができる。
- 生き物や植物を大切にする。

たくましい心とからだの子ども

- 望ましい食習慣や基本的な生活習慣を身につける。
- 苦手なことから逃げ出さずに、立ち向かう。
- 何事にも力を出し切り本気で取り組む。
- 目標を持ち、困難なことも乗り越えていこうとする。
- 失敗してもあきらめず、前へ向かって進んでいこうとする。
- 健康面で不調があれば、周りに申し出ようとする。
- 運動好きでみんなと外で思い切り遊ぶ。

豊かな感性を持ち、

表現できる子ども

- すすんであいさつができる。
- 人の痛みを感じ取れる感性を身につけ、人の痛みを想像できる力を身につける。
- 自分に助けの手を差し出してくれる人に感謝の気持ちを表す。
- 学級でみんなと一緒に泣き、笑い合える。
- いろいろなことを経験することで、心からの達成感や自信が持て、自尊心をもっている。
- 思っているだけでなく、実際に行動に移すことができる。

本年度の行動計画

- ◎基本的な生活習慣の定着→PTAとの協働による生活リズムの改善
- ◎互いに協力した主体的な活動→異学年集団（縦割り班）による活動
- ◎人との関わり、場に応じた関わりを学ぶ→地域学習、体験学習
- ◎学び合える授業づくり→授業研究を核として指導方法の工夫改善を図る
- ◎非常時に対応できる体制（組織・訓練）の整備
→訓練・危機管理マニュアルの徹底

2 いじめの早期発見・解決に向けての取り組み

(1) いじめの早期発見に向けて

- ① 「いじめはどの学校でも、どの子どもにも起こりうるものである」という基本認識に立ち、全ての教職員が子どもの様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、子どもの小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身につける。
- ② 様子がおかしいと感じた子どもがいる場合には、学年会や職員会議などの場において気付いたことを共有し、より大勢の目で、関係する子どもを見守る。
- ③ 様子に変化が見られる場合には、教職員が積極的に働きかけを行い、子どもに安心感をもたせると共に、問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、関係する子どもから悩みなどを聞き、問題の早期解決を図る。
- ④ 「学校生活に関するアンケート」などを年3回（6月上旬・9月下旬・1月下旬）行

い、子どもの悩みや人間関係を把握する。

- ⑤ 子どものインターネットやスマートフォン・携帯電話などの使用状況の現状把握に努め、児童や保護者に対する情報モラル教育や啓発活動を行う。
- ⑥ 日頃から、家の人たちとの連絡を密にし、子どもの変化について家庭と共有できる関係を構築していく。

(2) いじめの解決に向けて

- ① いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、全教職員で対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている子どもに対しては、身の安全を最優先に考えるとともに、心のケアを充分に行う。いじめている側の子どもに対しては、毅然とした態度で指導にあたるとともに、いじめを行う背景を丁寧に把握し、「いじめを二度としない」ということをめざしたきめ細かな指導や支援を長期にわたり行う。
- ③ 傍観者の立場にいる子どもたちには、いじめられている子どもの立場に立って考えさせるとともに、「どうすべきであったか」「これからどうしていくべきか」考えさせ、実行につながる指導を行う。
- ④ いじめの解決にあたっては、教育委員会など関係機関と十分に連携をとり、行動する。
- ⑤ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会および所轄警察署などと連携して対処する。
- ⑥ 家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取り組みについて伝えるとともに、家庭での子どもの様子や友だち関係についての情報を集め、指導に活かすようにする。

3 いじめ問題に取り組むための組織

(1) 学校内の組織

いじめの防止などを実効的に行うため、次の機能を担う「生徒指導委員会」を設置する。

< 構成員 >

校長、教頭、生徒指導担当者、人権教育担当者、(学年部代表)、養護教諭

< 活動 >

- ① いじめの早期発見に関すること。(アンケート調査、教育相談など)
- ② いじめ防止に関すること。
- ③ いじめ事案に対する対応に関すること。
- ④ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する子どもの理解を深めること。

<開催>

年3回(アンケート実施後)を定例とし、いじめ事案発生時は緊急開催する。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに管理職に報告する。また、状況によっては緊急に生徒指導委員会を開催し、迅速な対応を行うとともに、校長を中心に敏速に支援体制をつくり、対処する。

4 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、伊勢市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

重大事案発生時の組織

【生徒指導委員会、スクールカウンセラー、PTA会長、学校評議員、青少年健全育成連絡協議会会長など】

- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を行う。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

5 学校評価における留意事項

いじめを隠ぺいせず、いじめの実態把握および、いじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、本校の取り組みを評価する。

- ① いじめの早期発見につながる取り組みに関すること。
- ② いじめの解決につながる取り組みに関すること。
- ③ いじめの再発を防止するための取り組みに関すること。